

一宮市告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、介護保険料の過誤納金（納め過ぎ）に関するお知らせを送達します。

なお、これらの送達文書は、一宮市福祉部介護保険課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和8年1月8日

一宮市長      中 野 正 康

公示送達対象者一覽

[illegible]